

提供日 2024/4/26
タイトル 5月は消費者月間です！
担当 暮らし・環境部 県民生活局 県民生活課
連絡先 消費者支援班 TEL 054-221-2175



5月は消費者月間です！

～デジタル社会の進展に伴う消費者トラブルを未然に防止するため、
県内各地で街頭キャンペーン等を行います～

県では、消費者トラブル未然防止のため、県内各地で市町・警察・消費者団体等と連携した街頭キャンペーン等を行います。

※「消費者保護基本法(消費者基本法の前身)」が昭和43年5月に施行されたことから、施行20周年を機に、毎年5月を「消費者月間」としています。

1 令和6年度消費者月間統一テーマ

「デジタル時代に求められる消費者力とは」

社会のデジタル化が進むなかで、SNS等による情報収集やオンライン消費の普及により、私たちのくらしはますます便利になっています。一方でデジタル化に伴う消費者トラブルも多様化しており、デジタル社会で生きる幅広い世代の消費者にとって、注意が必要となっています。

自立した消費者として、デジタル社会の恩恵を享受した快適な消費生活を営むためには、デジタルサービスの仕組みやリスクへの理解、情報に対する批判的思考力、適切に情報を収集・発信する力をアップデートし続けることが重要です。

2 実施内容

駅前やスーパーマーケットの店頭等で啓発リーフレットやポケットティッシュ等を配布するとともに、市役所庁舎等でパネル展示を行い、デジタル化に伴う消費者トラブルや、悪質商法への注意喚起を図ります。

※取材の際には、事前に記載の連絡先まで御連絡ください



<街頭キャンペーン R5の様子 (JR静岡駅)>